



令和5年9月27日
北九州市港湾空港局

報道機関各位

第67回北九州市地方港湾審議会
～北九州市港湾計画の改訂に係る諮問等を行います～

次のとおり会議を開催いたしますのでお知らせいたします。

- 1 日時 令和5年10月4日(水) 14:00～15:30(予定)
- 2 場所 リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム
(小倉北区浅野二丁目14-2)
- 3 議事(詳細は別紙)
 - (1) 北九州港港湾計画の改訂及び臨港地区の分区の変更・・・別紙1
 - (2) 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定・・・別紙2

【北九州市地方港湾審議会について】

条例に基づき設置された、北九州市の付属機関。市長の諮問に応じ、港湾計画に関することや、港湾環境整備負担金に関すること等を調査審議する。

【問合せ先】

港湾空港局総務課

担当：奥村(課長)、吉田(係長)

電話：093-321-5911

北九州港港湾計画の改訂及び臨港地区の分区の変更について（概要）

1 現況

北九州港は、本州と九州の結節点に位置しており、古くから交通の要衝として栄え、昭和 26 年に下関港と併せて関門港として特定重要港湾に指定された。平成 23 年には国際拠点港湾の指定を受け、海外との貿易や国内物流の拠点として、北九州市内だけでなく、西日本地域の産業・経済を支える役割を担っている。

2 計画の基本方針

物流産業を軸とし、カーボンニュートラルや循環型社会を実現する『グリーン』な港、デジタル技術を活用した円滑な物流、高度な生産性と良好な労働環境、魅力ある観光等を実現する『スマート』な港を実現し、港から SDGs（持続可能な開発目標）を牽引していくため、2030 年代後半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

【物流・産業】物流を強靱化し、産業をリードするみなと

- ・アジア航路・国際フィーダー航路の拡充
- ・デジタル技術を活用した高規格なコンテナターミナルの形成
- ・次世代高規格フェリー・RORO ターミナルの形成
- ・国際自動車輸送拠点の形成
- ・国際バルク貨物ターミナルの拡充
- ・産業用地の確保と企業の立地促進

【環境・エネルギー】環境と経済の好循環をもたらすみなと

- ・洋上ウインドファームの集積と風力発電関連産業の総合拠点の形成
- ・カーボンフリーターミナルの形成
- ・モーダルシフトを促進するフェリー・RORO 拠点機能の強化
- ・海面処分場の計画的な配置・整備

【人流・賑わい】国内外の人々が訪れ、暮らし、賑わうみなと

- ・みなとの価値を活かした観光拠点の魅力の向上
- ・クルーズを安心して楽しめる受入環境の整備
- ・市民に親しまれる水辺空間の魅力の向上

【安全・安心】産業活動が継続し、安全・安心を感じられる強靱なみなと

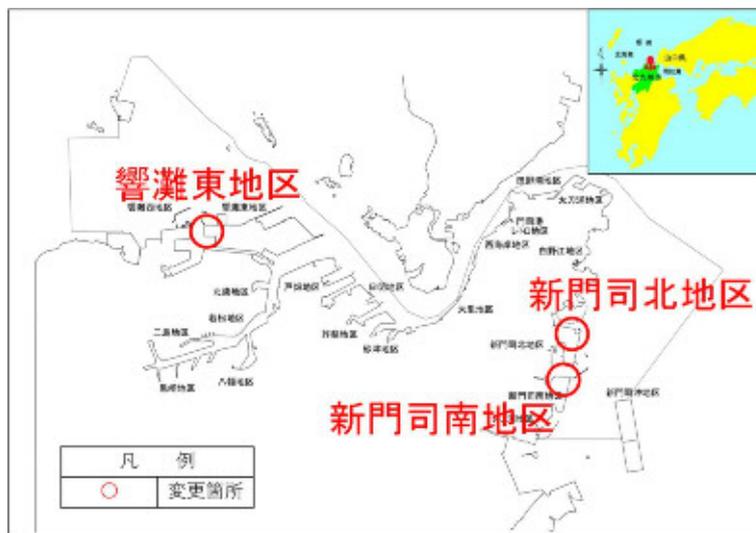
- ・災害に強い基幹的海上交通ネットワークの拡充
- ・ハード・ソフトが一体となった防災機能等の向上
- ・不許可係留船の計画的な収容
- ・港湾施設の戦略的なアセットマネジメントの推進

3 計画変更の主なポイント

- ・響灘東地区：風力発電関連産業の総合拠点形成のため、重厚長大な貨物の取扱いが可能な新規岸壁の位置づけを行う。
：取扱貨物量が多く、岸壁混雑が激しいため、新規バルク岸壁の位置付けを行う。
- ・新門司地区：物流の2024年問題により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトの進展が見込まれるため、新規RORO航路の就航に必要な新規岸壁の位置付けを行う。

4 臨港地区の分区の変更について

- ・新門司北地区（マリーナ港区⇒商港区）
- ・新門司南地区（工業港区⇒商港区）
- ・響灘東地区（商港区⇒工業港区、工業港区⇒商港区）



【問合せ先】

北九州市港湾空港局計画課

担当：御船（課長）、小野（係長）【港湾計画の改訂】

福重（係長）【臨港地区の分区の変更】

電話：093-321-5967

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（概要）

1 制度の概要

港湾環境整備負担金は、港湾法の定めにより、港湾管理者が実施する港湾の環境を整備し又は保全することを目的とする港湾工事の費用の一部を、臨港地区又は港湾区域内で1万平方メートル以上の工場又は事業場で事業を行っている事業者負担を求める制度である。

なお、港湾法に基づき、港湾管理者は事業者負担金を課す場合には、あらかじめ地方港湾審議会に諮問する旨が定められている。

2 諮問事項

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について

《 参考 》

● 負担対象工事

負担対象工事は、北九州市（港湾管理者）が実施する港湾工事で、次に掲げるもののうち、市長が指定するもの。

- (1) 港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事
- (2) 港湾環境整備施設等の維持の工事
- (3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

● 負担の基準

負担の基準については、港湾法施行令第15条の5及び北九州市港湾環境整備負担金条例で規定されており、具体的には次のとおり。

(1) 負担金の額

港湾工事に要する費用の2分の1以下に相当する額。

なお、北九州市では工事の性格(当該施設の市民利用の度合い等)により、2分の1から16分の1までの4段階の割合(負担割合)を定めている。

(2) 負担金の算定式

$$\text{負担対象工事費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{各事業者の敷地面積}}{\text{負担区域全体の総敷地面積}} \\ = \text{負担金額}$$

【問合せ先】

北九州市港湾空港局整備課
担当：政徳（課長）、浅井（係長）
電話：093-321-5961